



様式第7号(第11条関係)

令和5年2月14日

津山市議会議長 津本辰己 殿

津山市議会議員倫理審査会

会長 金田稔久



審査結果報告書

令和4年6月3日付けで審査依頼がありました件について、津山市議会議員の倫理に関する条例（以下「条例」という。）第8条第5項の規定により、次のとおり報告します。

記

5.2.14



1 審査対象事件名

松本義隆議員が令和4年2月7日に強制執行関係売却妨害の疑いで逮捕されたことが、津山市議会議員の倫理に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1号に定める行為規範に対する違反疑義

2 審査対象議員名

松本義隆議員

3 審査結果

津山市議会議員倫理審査会（以下「審査会」という。）は、令和4年2月7日に松本義隆議員（以下「審査対象議員」という。）が強制執行関係売却妨害の疑いで逮捕されたことに関し、条例第3条第1号に定める行為規範に反する行為の存否及び必要と認める措置について令和4年6月3日開催の第1回審査会以降、審査を行った。

本審査会では、令和5年1月11日開催の第2回審査会において、条例第8条第2項に基づき、審査対象議員に出席を求めることが書面により経過等について報告することを決定し、令和5年2月6日開催の第3回審査会において、審査対象議員から事情を聴取した。

岡山地方裁判所においては、令和4年12月23日に懲役2年、執行猶予3年の一審判決が言い渡されたが、審査対象議員は本審査会での事情聴取の中で、無実を主張し、控訴をしているとのことであった。

審査対象議員からの弁明や委員からの質問に対する回答なども踏まえ、慎重に審査を重ねた結果、本審査会は、逮捕及び有罪判決を受けたという事実は、市民の信頼を著しく損なう行為であるという見解により、審査対象議員の行為が条例第3条第1号に定める行為規範に抵触するものと判断し、必要と認める措置を協議した。

協議の結果、当該行為は津山市議会の名誉と品位を大きく損なうものである点を重く受け止め、市民の信頼を回復するためにも、条例第9条第1項、及び同条例施行規則第13条の規定に基づき、審査対象議員に対して議員の辞職勧告の措置を求めることが妥当であるとの結論となったので報告する。